

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 東通村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	72.8	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.2	%
全職員	60.0	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	
本庁課長相当職	—	
本庁課長補佐相当職	96.1	%
本庁係長相当職	95.7	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	
31～35年	—	
26～30年	92.0	%
21～25年	83.1	%
16～20年	91.9	%
11～15年	—	
6～10年	96.2	%
1～5年	91.5	%

【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」欄について、該当する職員がいないため記載なし。
- ・「本庁課長相当職」欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
- ・勤続年数「36年以上」「31～35年」欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
- ・勤続年数「11～15年」の欄について、該当者が極端に少なく給与額が推測し得るため非公表。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。